

令和7年12月11日

「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」
「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」
の拡張提案に係るユネスコ無形文化遺産代表一覧表登録

インドにて開催中のユネスコ無形文化遺産保護条約第20回政府間委員会において、我が国よりユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載に向けて拡張提案を行った「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の審議が行われ、現地時間12月11日（木）[日本時間12月11日（木）]、「記載」との決議がなされましたので、松本文部科学大臣談話と併せてお知らせいたします。

1. 政府間委員会の審議結果

○「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の拡張提案について、「記載」（登録）の決議がなされた。

（参考）決議の3区分

- ・①「記載（Inscribe）」：記載するもの。
- ・②「情報照会（Refer）」：締約国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載（Not to inscribe）」：記載にふさわしくないもの。

2. これまでの経緯

令和6年 3月 「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を拡張提案。

令和7年11月10日（日本時間11月11日） 評価機関より「記載」の勧告。

令和7年12月11日（日本時間12月11日） 第20回政府間委員会において「記載」の決議。

（参考：決議の時間）

- ・「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」
現地時間 10時56分（日本時間 14時26分）
- ・「和紙：日本の手漉和紙技術」
現地時間 11時04分（日本時間 14時34分）
- ・「山・鉾・屋台行事」
現地時間 11時09分（日本時間 14時39分）

＜担当＞ 文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
室長補佐 荻原（内線 5737）
無形文化遺産係 坂口・山崎（内線 2868）
電話：03-6734-2868（直通）

決議全文

委員会は、

1. 2009 年の第 4 回政府間委員会の決定により人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載された「石州半紙」(決議 4.COM 13.56) 及び 2014 年の第 9 回委員会で記載された拡張提案の「和紙：日本の手漉和紙技術」(決議 9.COM 10.22) を想起する。
2. 日本が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載のために「**和紙：日本の手漉和紙技術**」(No. 02291) を国内の拡張提案として提案したことに留意する。

和紙技術とは楮（こうぞ）等の繊維を使用し、手仕事で紙を作る伝統的な技術のことである。繊維をほぐし、清涼な水に攪拌したあと、竹の簀（す）によって流し漉きする。この伝統的な手漉和紙は、手紙や書籍、文書だけではなく、室内の装飾品、障子、衝立、襖などを作るのにも用いられている。関係するコミュニティのほとんどの住人は、楮等の栽培・収穫から、国内外の和紙の促進に向け和紙を使った新しい和紙製品の開発に至るまで、様々な役割を担い手漉和紙作りに貢献している。

3. 提案書に含まれている情報をもとに、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に係る以下の基準を満たしていると考える。
 - R. 1: 和紙作りに関係する知識や技術は、和紙職人の家族内で、保存会を通じて、地元自治体によって、という 3 つのレベルで伝承されている。和紙作りを行う家族と従業員は、親から技術を受け継いだ熟練した職人の元で学び、働いている。コミュニティの人々は和紙作りの伝統を誇りに思い、自らの文化的アイデンティティの象徴だと考えている。コミュニティは主に和紙作りに直接従事している、または密接に関わっている人々から構成されているため、和紙作りは社会的結束を育んでいる。
 - R. 2: 「越前鳥の子紙」は無形文化遺産の保護と持続可能な発展の相互依存的な関係を示す良い例である。手漉和紙は原材料となる植物を過度に採取することなく作られるため、和紙作りの技術は持続可能性を体現している。また、本件は拡張で追加されるコミュニティの多数を占める女性の役割を強調しているため、ジェンダー平等を促進している。さらに、提案書は、今回の拡張が現代社会における無形文化遺産の伝統的な知恵の源としての重要性の認知と理解をいかに向上させるか

を明確に示している。これにより文化的多様性の理解が深まり、伝統的な和紙作りと活用の歴史を共有するコミュニティ間の対話の促進に良い影響がもたらされることを強調している。

R. 3: 「越前鳥の子紙」の継承は、職人のコミュニティ及び保存会、そして彼らの保護措置への財政的補助・法的支援を行っている国により保たれている。締約国（日本）は拡張提案にこれらの措置を取り込むため関係する団体と密接に連携した。越前生漉鳥の子紙保存会は、和紙技術の伝承のための年間活動計画を策定し、研修の実施、原材料の研究調査、雁皮（がんぴ）の栽培、和紙作りに必要な道具の購入、和紙作りの実演や展示など様々な活動を行っている。

R. 4: 新たに加わるコミュニティが、2020年の記載に触発され拡張提案の準備でのすべての段階で積極的に参加したことが提案書で示されている。彼らは国及び他の和紙関連コミュニティと密接に連携し、整合性及び協調を確保し、提案書の企画・協議・草案作成で中心的な役割を担った。十分な情報に基づく、事前の、自由な同意を証明する書類も含まれている。

R. 5: 「越前鳥の子紙」は2017年に日本の無形文化財の目録に記載された。この目録は記載されている文化財等の継続状況や諸要素の変化、また新たな文化財等の追加を反映し、毎年更新されている。

4. 本記載は2014年に人類の無形文化遺産の代表的な一覧法に記載された「和紙：日本の手漉和紙技術」（No. 01001）を組み込んで置き換えることに留意し、代表一覧表に「和紙：日本の手漉和紙技術」を記載することを決定する。
5. 日本が倫理的で透明性のある方法で国内の他のコミュニティを包摂し配慮する姿勢を示す、十分に準備された提案書を作成したことを称賛する。

決議全文

委員会は、

1. 2009 年の第 4 回政府間委員会の決定により日本が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向け提案した「日立風流物」及び「京都祇園祭の山鉾行事」が記載され(決議 4.COM 13.52 及び 4.COM 13.58)、さらに 2016 年に拡張提案され、第 11 回政府間委員会の決定により記載された「山・鉾・屋台行事」(決議 11.COM 10.b.19)を想起する。

2. 日本が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向け、「**山・鉾・屋台行事**」(No. 02292)を拡張提案で提出したことに留意する。

山・鉾・屋台行事は各地で安泰や災厄防除を願い毎年開かれている。地元の文化の多様性を示す伝統的な行事である山・鉾・屋台行事はコミュニティの協働により行われ、彼らの文化的アイデンティティの重要な一部である。あらゆる年齢層や性別の人々が行事の準備・開催の責任を分担している。この協働作業は山・鉾・屋台の製作から行事全体の調整まですべての段階で行われる。

3. 提案書に含まれている情報をもとに、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に係る以下の基準を満たしていると考える。

R.1: 老若男女が山・鉾・屋台の装飾を行い、曳き手や観衆が共に集い、地域の安泰を祈りながら祭礼を行う。担当する作業は参加者の年齢や経験に応じて変わり、年配の担い手が経験の浅い担い手に対し正式な講習などを通じて知識と技術を伝承する。コミュニティ内では山・鉾・屋台の製作・修理に必要な専門技術や知識を共有し、交流するためのチームワークが促進されている。山・鉾・屋台行事は地域結束の要である。行事の準備に必要な幅広い参画は協力関係と社会的結束を強化している。

R.2: 提案書では、新たに参加する 4 つのコミュニティが、この拡張を無形文化遺産の認知向上及び独自の伝統や技術を保持する団体の間での対話促進の手段として捉えていることが説明されている。本件は文化的多様性の重要性の認知向上、コミュニティのアイデンティティ強化、世代間の伝承の促進及び山・鉾・屋台行事への一般住民の参加促進に貢献している。また、山・鉾・屋台行事の保護は自然環境の保護にも深く関わり、締約国（日本）は自然資源の持続的管理が無形文化遺産の継承に欠かせないものだと認識している。

- R. 3: 提案書は、この拡張により、既に包括的で充実している既存の保護措置がより強化されることを明確に示している。全国山・鉾・屋台保存連合会の会員として新たに加わるコミュニティは、行事に係る慣習を保護・伝承することに熱心に取り組んでいる。これらのコミュニティは国と地元自治体と緊密に連携し、次世代の行事の担い手を確保している。主な活動としては子供や若者に対する普及啓発や研修、山・鉾・屋台の製作や修理、山・鉾・屋台を制作する材料として使用される木の植林などが挙げられる。
- R. 4: 提出国（日本）は、新に加わるコミュニティが他のコミュニティの人々との協力、情報の収集、視聴覚資料の提供や十分な情報に基づく、事前の、自由な同意を通じて提案に積極的に参加したことを十分に説明した。4つの保存会は拡張提案でコミュニティの可能な限り幅広い参画を確保するため協力した。この協力により作られた提案書は共通の保護の理想的な目標を反映したものである。
- R. 5: 日本の無形文化財の目録は国により重要無形民俗文化財として指定されたものが記載されている。この目録には 2016 年に記載された 33 件の行事と 2016 年から 2021 年の間に追加された 4 件の行事が共に含まれている。目録は毎年更新されている。
4. 本記載は、2016 年に人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載された「山・鉾・屋台行事」（No. 01059）を組み込んで置き換えることに留意し、代表一覧表に「山・鉾・屋台行事」を記載することを決定する。
5. 日本が自然資源の活用における創造性と持続可能性に特に留意しつつ、コミュニティ間の経験の交流を促進していることを称賛する。

決議全文

委員会は、

1. 2020 年の第 15 回政府間委員会の決定により日本が提案した「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されたことを想起する。(決議 15.COM 8.b.35)
2. 日本が人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向けて、「**伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術**」(No. 02293)を拡張提案で提出したことに留意する。

木造建造物の保存及び継承には新たな木造建造物を建設し、既存のものを修復する伝統的な技法・技術・知識が含まれている。これらの技術は左官（日本壁）、原材料の栽培・収穫、建造物漆塗などの技術が含まれる。本来これらの知識や技術は熟練の職人が後継者となる弟子を育成しながら伝承されてきた。しかし、近代化によりこれが難しくなったため、技術を保護する目的で保存団体が結成された。

3. 提案書に含まれている情報をもとに、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に係る以下の基準を満たしていると考える。
 - R. 1: 中継表の製作をはじめとする伝統建築工匠の技に関連する技術は、主に自然資源の持続可能な利用や原材料の栽培に関する研修や講習の開催を通じて継承されている。日本の高温多湿な気候では定期的な修復が必要である。修理現場では、異なる技術を保持する職人が共同で修理作業を行う。一部の補修作業は地元住民の参画を必要とすることもある。そのため、伝統建築工匠の技は協力と社会的結束を促進し、関係するコミュニティの共通の文化的アイデンティティを強化する社会的役割を担っている。
 - R. 2: 提案書は拡張により無形文化遺産、建造物の文化遺産、そして木造建造物に関する自然遺産の連携を促進することを明確に示している。地域レベルでは、職人技と環境管理の双方を推進し、無形文化遺産全体の重要性の認知を向上できる。国レベルでは、今回のコミュニティの参画が他地域での保護活動への関心の喚起につながる。国際レベルでは提案が伝統的建造物の保存に関する理解を広げ、国際的な議論と文化的交流を促進し、他の締約国にとって模範となり得る。
 - R. 3: 提案書では、伝統建築工匠の技を保護するため担い手のコミュニティがこれまで実施してきた、また現在実施している措置が明確に説明さ

れている。このほとんどは後継者育成及び原材料の確保に関するもので、行政機関のサポートを受けてコミュニティ自身が考案、実施しているものである。拡張提案は 2020 年に提案されたコミュニティに含まれている工匠との交流を促進し、新たに加わるコミュニティに対し原材料の確保の支援、技法・技術・知識の伝承がしやすい環境の提供を行うことで保護措置を強化するものである。

R. 4: 拡張提案では、新たに加わるコミュニティと 2020 年の提案からのコミュニティが畳製作の伝統的技術を保護・継承するための措置を協議し、提案書の作成にあたり情報、記録、視覚資料を提供した。元のコミュニティは新たな追加に同意し、全ての関係コミュニティは十分な情報に基づく、事前の、自由な同意を表明した。

R. 5: 提案書によれば、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を構成する 17 件の技術は日本の文化財保護法に基づき選定保存技術として選定され、目録に記載されている。この目録は文化庁により管理され、定期的に更新されている。

4. 本記載は、2020 年に人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載された「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」(No. 01618)を組み込んで置き換えることに留意し、代表一覧表に「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を記載することを決定する。
5. 日本が、同一国内におけるこの拡張において新たなコミュニティを包含し配慮する姿勢を称賛する。これは、条約の精神を反映した倫理的かつ透明性のある態度を示すものである。

拡張提案のユネスコ無形文化遺産登録

(代表一覧表記載)に当たっての松本文部科学大臣談話

「和紙：日本^{にほん}の手漉和紙技術^{てすきわしぎじゅつ}」, 「山・鉾・屋台行事^{やまほこやたいぎょうじ}」, 「伝統^{でんとう}建築工匠^{けんちくこうしょう}の技^{わざ}：木造建造物^{もくぞうけんぞうぶつ}を受け継^うぐための伝統技術^{でんとうぎじゅつ}」の拡張提案が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことは大変喜ばしく、保護に取り組んでこられた関係の皆様^{みなさま}に心よりお祝い申し上げます。

これらの文化は、地域で世代を超えて受け継がれてきたものであり、我が国にとって大切な無形文化遺産です。

文部科学省としても、今後ともそれぞれの無形文化遺産が各地域で次世代に着実に継承されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

【拡張提案案件1】「和紙：日本の手漉和紙技術」

○ 拡張提案追加対象案件(1件)

重要無形文化財の名称	保持団体	県名	市名
えちぜんとり こし 越前鳥の子紙	越前生漉鳥の子紙保存会	福井県	越前市

えちぜんとり こし
越前鳥の子紙

指定年月日:平成29年10月2日

保持団体:えちぜんきずきとり こしほぞんかい
越前生漉鳥の子紙保存会

団体の所在地:福井県越前市

概要:越前鳥の子紙は、福井県越前市に伝承されている
雁皮紙がんびしの製作技術である。雁皮紙は、日本の主要な手漉和紙の一つであり、かすかに黄味を帯びた色合い、滑らかで光沢のある紙肌が特徴である。繊維の短い雁皮を均一な紙に漉きあげるには、高度な技術が求められる。



(参考)ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載「和紙」構成要素(3件)

重要無形文化財の名称	保持団体	県名	市町村名
せきしゅうばんし 石州半紙	石州半紙技術者会	島根県	浜田市
ほんみのし 本美濃紙	本美濃紙保存会	岐阜県	美濃市
ほそかわし 細川紙	細川紙技術者協会	埼玉県	小川町 東秩父村

【拡張提案案件2】「山・鉾・屋台行事」

○ 拡張提案追加対象案件(4件)

重要無形民俗文化財の名称	保護団体	県名	市名
ひたちおおつ おふねまつり 常陸大津の御船祭(平成29年国指定)	常陸大津の御船祭保存会	茨城県	北茨城市
むらかみまつり やたいぎょうじ 村上祭の屋台行事(平成30年国指定)	村上まつり保存会	新潟県	村上市
ほうじょうづ はちまんぐうさい ひきやま つきやまぎょうじ 放生津八幡宮祭の曳山・築山行事 (令和3年国指定)	放生津八幡宮曳山・築山保存会	富山県	射水市
おおつまつり ひきやまぎょうじ 大津祭の曳山行事(平成28年国指定)	大津祭保存会	滋賀県	大津市

ひたちおおつ おふねまつり 常陸大津の御船祭

指定年月日:平成29年3月3日

保護団体:常陸大津の御船祭保存会

団体の所在地:茨城県北茨城市

概要:北茨城市大津町にあるさわわちぎ佐波波地祇神社の春季例大祭に行われる行事で、神輿を載せた大型の木造船が御船歌や囃しにあわせて町内を巡行し、豊漁や海上安全などを祈願する。船の巡行は、ソロバンと呼ばれる井桁状に組んだ木枠を路上に敷き、その上を左右に激しく揺らしながら、豪快に滑らせて行われる。



むらかみまつり やたいぎょうじ 村上祭の屋台行事

指定年月日:平成30年3月8日

保護団体:村上まつり保存会

団体の所在地:新潟県村上市

概要:新潟県村上市にあるせなみはぐる西奈彌羽黒神社の例大祭に行われる行事で、神輿のとぎよ渡御に合わせて、傘鉾、荒馬と呼ばれる武者装束の行列などとともに、19基の屋台が旧村上城下を巡行する。屋台は、お囃子を伴う二層二輪形式の構造で、しゃぎり屋台、囃子屋台、にわか屋台の三つの形態がある。



ほうじょう づ はちまんぐうさい ひきやま つきやまぎょうじ
放生津八幡宮祭の曳山・築山行事

指定年月日:令和3年3月11日

保護団体:放生津八幡宮曳山・築山保存会

団体の所在地:富山県射水市

概要:富山県射水市にある放生津八幡宮の秋季祭礼に行われ、曳山行事と築山行事から構成される。曳山は13基あり、昼間は美しく装飾された「花山」、夜は四方を提灯で囲んだ「提灯山」となって市内を巡行する。築山は、放生津八幡宮の境内に置かれる臨時の山で、地域の人物や歴史に取材した場面を人形などで表現して飾る。



おお つ まつり ひきやまぎょうじ
大津祭の曳山行事

指定年月日:平成28年3月2日

保護団体:大津祭保存会

団体の所在地:滋賀県大津市

概要:滋賀県大津市にある天孫神社てんそんの例祭に行われる行事で、からくり人形を載せた13基の曳山が町内を巡行する。曳山は、天孫神社の社頭で整列し、からくりを奉納した後、囃子しやうもんを奏でながら各町を巡行する。巡行の途中では、「所望」といって、30か所ほどある所定の場所で、曳山ごとにかからくり人形が披露され、観衆に粽ちまきが撒かれる。



(参考)ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載「山・鉾・屋台行事」構成要素(33件)

重要無形民俗文化財の名称	保護団体	府県名	市町名
はちのへさんしゃたいさい だし ぎょうじ 八戸三社大祭の山車行事(平成 16 年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
かくのだてまつ ぎょうじ 角館祭りのやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会	秋田県	仙北市
つちぎしんめいしやさい ひきやまぎょうじ 土崎神明社祭の曳山行事(平成9年国指定)	土崎神明社奉賛会		秋田市
はなわまつり やたいぎょうじ 花輪祭の屋台行事(平成 26 年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
しんじょう やたいぎょうじ 新庄まつりの山車行事(平成 21 年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
ひたちふりゆうもの 日立風流物(昭和 52 年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
からすやま やま ぎょうじ 烏山の山あげ行事(昭和 54 年国指定)	烏山山あげ保存会	栃木県	那須烏山市
かぬまいまみやじんじやさい やたいぎょうじ 鹿沼今宮神社祭の屋台行事(平成 15 年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会		鹿沼市
ちちぶまつり やたいぎょうじ かぐら 秩父祭の屋台行事と神楽(昭和 54 年国指定)	秩父祭保存委員会	埼玉県	秩父市
かわごえひかわまつり だし ぎょうじ 川越氷川祭の山車行事(平成 17 年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会		川越市
さわら だし ぎょうじ 佐原の山車行事(平成 16 年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
たかおかみくるまやまつり みくるまやまぎょうじ 高岡御車山祭の御車山行事(昭和 54 年国指定)	高岡御車山保存会	富山県	高岡市
うおづ ぎょうじ 魚津のタテモン行事(平成9年国指定)	魚津たてもん保存会		魚津市
じょうはなしんめいぐうさい ひきやまぎょうじ 城端神明宮祭の曳山行事(平成 14 年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
せいばくさい ひきやまぎょうじ 青柏祭の曳山行事(昭和 58 年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
たかやまつり やたいぎょうじ 高山祭の屋台行事(昭和 54 年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会 八幡神社氏子八幡祭保存会	岐阜県	高山市
ふるかわまつり おこ だいい やたいぎょうじ 古川祭の起し太鼓・屋台行事(昭和 55 年国指定)	古川祭保存会		飛騨市
おおがきまつり やまぎょうじ 大垣祭の軋行事(平成 27 年国指定)	大垣祭保存会		大垣市
おわりつしまてんのうまつり だんじりぶねぎょうじ 尾張津島天王祭の車楽舟行事(昭和 55 年国指定)	尾張津島天王祭協賛会	愛知県	津島市・愛西市
ちりゅう だし ぶんらく 知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会 知立からくり保存会		知立市
いぬやまつり やま ぎょうじ 犬山祭の車山行事(平成 18 年国指定)	犬山祭保存会		犬山市
かめざきしおひまつり だし ぎょうじ 亀崎潮干祭の山車行事(平成 18 年国指定)	亀崎潮干祭保存会		半田市
すなりまつり だんじりぶねぎょうじ みよしなが 須成祭の車楽船行事と神流し(平成 24 年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
とりで じんじや くじらぶねぎょうじ 鳥出神社の鯨船行事(平成9年国指定)	富田鯨船保存会連合会	三重県	四日市市
うえのてんじんまつり ぎょうじ 上野天神祭のダンジリ行事(平成 14 年国指定)	上野文化美術保存会		伊賀市
くわな いしどりまつり さいしやぎょうじ 桑名石取祭の祭車行事(平成 19 年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
ながはま ひきやまぎょうじ 長浜曳山祭の曳山行事(昭和 54 年国指定)	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
きょうとぎ おんまつり やまぼこぎょうじ 京都祇園祭の山鉾行事(昭和 54 年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
はかたぎ おんやまがきぎょうじ 博多祇園山笠行事(昭和 54 年国指定)	博多祇園山笠振興会	福岡県	福岡市
とばたぎ おんおやまがきぎょうじ 戸畑祇園大山笠行事(昭和 55 年国指定)	戸畑祇園大山笠振興会		北九州市
からつ ひきやまぎょうじ 唐津くんちの曳山行事(昭和 55 年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
やつしろみょうけんさい しんこうぎょうじ 八代妙見祭の神幸行事(平成 23 年国指定)	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
ひたぎ おん ひきやまぎょうじ 日田祇園の曳山行事(平成8年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市

【拡張提案案件3】「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」

○ 拡張提案追加対象案件（1件）

選定保存技術の名称	保存団体
て おりなかつぎおもてせいさく 手織中継表製作	一般社団法人文化財置技術保存会

て おりなかつぎおもてせいさく
手織中継表製作

選定年月日：令和5年10月18日

保存団体：一般社団法人文化財置技術保存会

概要：中継表は畳表のひとつで、様々な文化財建造物の畳に使用されている。手織中継表の製作は、麻を紡いだ縦糸を手織機に掛け、両端から藺草^{いぐさ}を通して織る。20回ほど藺草を通したらコテで強く叩き締め、これを繰り返すことで1枚の中継表を織り上げる。皺や斑が出ないように一様に織ったり、材料となる藺草を選別したりするには熟練を要する。



（参考）ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載「伝統建築工匠の技」構成要素（17件）

選定保存技術の名称	保存団体
けんぞうぶつしゅうり 建造物修理	（公財）文化財建造物保存技術協会
けんぞうぶつもっこう 建造物木工	（公財）文化財建造物保存技術協会 （一社）日本伝統建築技術保存会
ひわだぶき こけらぶき 檜皮葺・柿葺	（公社）全国社寺等屋根工事技術保存会
かやぶき 茅葺	
ひわださいしゅ 檜皮採取	
やねいたせいさく 屋根板製作	（一社）日本茅葺き文化協会
かやさいしゅ 茅採取	（一社）社寺建造物美術保存技術協会
けんぞうぶつそうしよく 建造物装飾	（公財）日光社寺文化財保存会
けんぞうぶつさいしき 建造物彩色	
けんぞうぶつうるしぬり 建造物漆塗	（一社）日本伝統瓦技術保存会
やねがわらぶき ほんがわらぶき 屋根瓦葺（本瓦葺）	（一社）全国文化財壁技術保存会
さかん にほんかべ 左官（日本壁）	（一財）全国伝統建具技術保存会
たてぐせいさく 建具製作	（一社）文化財置技術保存会
たたみせいさく 畳製作	（一社）国宝修理装飾師連盟
そうこうしゅうりぎじゆつ 装飾修理技術	日本文化財漆協会 日本うるし掻き技術保存会
にほんさんうるしせいさん せいせい 日本産漆生産・精製	金沢金箔伝統技術保存会
えんつけきんぱくせいぞう 縁付金箔製造	

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目)、2006(H18)年 発効〕

【目 的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内 容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(代表一覧表)の作成

■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:185

登録までの流れ

■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

〔各年、約60件の審査件数の制限〕

* 無形文化遺産の登録のない国等の審査を優先

* 我が国の案件は実質**2年に1回**の審査となっている

■ 評価機関による審査

■ 政府間委員会において決定(翌年11月頃)

① 記載(inscribe)

② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求

③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。(a)口承による伝統及び表現 (b)芸能 (c)社会的慣習、儀式及び祭礼行事
(d)自然及び万物に関する知識及び慣習 (e)伝統工芸技術2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。

5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **23件**

(世界全体では667件(令和6年度分まで))

重要無形文化財

重要無形民俗文化財

登録無形文化財

選定保存技術

文化審議会決定

2008
(H20)のうがく
能楽にんぎょうじょうりぶんなく
人形浄瑠璃文楽かぶき
歌舞伎2009
(H21)ががく
雅楽おぢやちぢみ・えちごじょうふ
小千谷縮・越後上布【新潟】おくのとのあえのこと
奥能登のあえのこと【石川】はやちねかぐら
早池峰神楽【岩手】あきうのたうえおどり
秋保の田植踊【宮城】だいにちどうぶがく
大日堂舞楽【秋田】だいまくて
題目立【奈良】あいぬこしきぶよう
アイヌ古式舞踊【北海道】2010
(H22)くみおどり
組踊ゆうきつむぎ
結城紬【茨城・栃木】2011
(H23)みぶのはなたうえ
壬生の花田植【広島】さだしんのう
佐陀神能【島根】ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ
【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ2012
(H24)なちのでんがく
那智の田楽【和歌山】2013
(H25)わしよく にほんじんのでんとうてきなしよくぶんか
和食;日本人の伝統的な食文化2014
(H26)わし にほんのてすきわしじゅつ
和紙:日本の手漉和紙技術※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して登録。
※2025年に越前鳥の子紙【福井】を追加し、計4件の技術として拡張登録。2016
(H28)やまほこやたいぎょうじ
山・鉾・屋台行事※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として登録。
※2025年に常陸大津の御船祭【茨城】、村上祭の屋台行事【新潟】、放生津八幡宮祭の曳山・築山行事【富山】、大津祭の曳山行事【滋賀】を追加し、計37件の行事として拡張登録。2018
(H30)らいほうしん かめんかそうのかみがみ
来訪神:仮面・仮装の神々

※2009年に無形文化遺産に登録された甑島のトシドン【鹿児島】に、男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して登録。

2020
(R2)でんとうけんちくこうしょうのわざ もくぞうけんぞうぶつをうけつづためのでんとうぎじゅつ
伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術

※2009年に提案したものの未審査となっていた「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。

※2025年に手織中継表製作を追加し、計18件の技術として拡張登録。

2022
(R4)ふりゅうおどり
風流踊

※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、綾子踊【香川】など40件を追加し、計41件の伝統芸能として登録。

2024
(R6)でんとうてきさけづり
伝統的酒造り

提案中

しょうどう
書道

※2026年12月頃登録審議予定